

保育士宿舎借り上げ支援事業

現状：待機児童解消や、子どもを安心して育てることができる環境整備のため、保育を支える保育士の確保は喫緊の課題である。

事業の目的

事業者が常勤保育士・常勤保育教諭の宿舎を借り上げるための費用の一部を支援することによって、保育人材の確保、保育士・保育教諭の就職継続及び離職防止を図り、保育士・保育教諭が働きやすい環境を整備することを目的とする。

拡充内容

平成27年度以降に常勤の保育士・保育教諭として採用され、かつ採用日から起算して5年以内の者という要件を、国基準が採用後10年以内の者に拡充されることにより、本市においても採用日から起算して10年以内までの保育士・保育教諭を対象とする。

対象施設（公立を除く）

- ・ 保育所
- ・ 認定こども園
（幼保連携型・幼稚園型・保育所型）
- ・ 小規模保育事業
- ・ 事業所内保育事業
- ・ 認証保育所（さかい保育室）

対象者

- ・ 平成27年度以降に常勤の保育士・保育教諭として採用され、かつ採用後5年以内の者。
⇒**拡充** 採用後10年以内の者
- ・ 国の要件が採用後5年以内の者から、採用後10年以内の者に拡充されたことによる。
- ・ 実施政令市15市中、6市が10年で実施。

事業内容

1人当たり **月額上限61,500円**

（補助基本額82,000円の3/4）

- ※ 事業者が借り上げている宿舎に対象者が入居した時点から対象となる。
- ※ 対象者が家賃の一部を負担する場合は、当該金額を差し引いた額を補助する。